

無料労働相談のご案内

企業の労働関係で何か問題をお持ちではありませんか？

企業の就労規則、労働契約、賃金、退職金、雇用保険、助成金、社会保険、年金など労働関係全般について社会保険労務士が直接、相談に応じます。

相談は社会保険労務士と相談者の二人だけの相談となります。

労働に関する疑問・質問などのある方は、お気軽にご利用下さい。

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 |
| 2. 相談先 | 高松秀典社会保険労務士事務所 |
| 3. 相談料金 | 無料（会員）（非会員は6,000円） |
| 4. 相談時間 | 1時間以内
（1時間を超える場合は有料となります。） |
| 5. 定 員 | 各月2名迄（年間24件まで）
同一人（事業所）による申込みは年度内3回を限度 |



<お申込の手順>

1. 相談カードの取得
お申込者が、朝倉商工会議所より「労働相談紹介カード」を取得して戴く。
2. 相談日の予約
お申込者の方が、直接労務士事務所に予約して戴く。
（相談内容を記入しておくくと相談が捗ります。）
3. 予約場所
高松秀典社会保険労務士事務所
朝倉市甘木307-1
☎：23-8072
4. 相談
予約日時に「労働相談紹介カード」を持参し、ご予約の社労士事務所で相談。